

家電リサイクル法対象品の廃棄方法について

* 不要になった家電製品の処分について

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機は「特定家庭用機器」と呼ばれ、家電リサイクル法によって販売した店が引取をしなければならないという「引取義務」があります。

しかし、昔どこのお店で買ったのかも分からないものや、販売店が閉店してしまった場合、もらいもので販売店がわからないなど、引き取り手がわからない場合は「引取義務外品」に区別され、町が依頼した小売店や自ら指定取引所に処分を依頼してください。

* 引取義務外品の処理について

リサイクル対象品

(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)

★家電リサイクル法の対象品を廃棄する場合

【リサイクル料金】 + 【収集運搬料金】等を支払う必要があります。
各料金については、下記の 各家電販売店 にお問合せ下さい。

① 買い替える場合

買い替えたお店に引取ってもらおう

② 廃棄する場合

購入したお店に引き取ってもらおう

- ・購入したお店がわからない
- ・購入した店が閉店してしまった
- ・購入したお店が遠方にある

以上のような場合は下記の小売店に引取を依頼してください。

家電リサイクル回収協力店一覧表

業者名	事務所の所在地	電話番号
三富士産業有限会社	七折3437番地	87-2256
有限会社山口ラジオ店	岩井川3381-2	87-2511
有限会社小林電器商会	岩井川3390-3	87-2208

③指定引取所に自分で持ち込む場合



★「家電リサイクル券」が必要になります。

1. リサイクル券は「郵便局」に備えてあります。

廃棄する家電のメーカー・大きさなどをリサイクル料金一覧表で確認しリサイクル券に必要な事項を記入して、郵便局で【リサイクル料金】を支払いリサイクル券を受け取ります。

2. 指定引取所へ廃棄する家電と一緒に持ち込んでください。

持ち込む場合には、**事前に必ず引取所に連絡**をしてください。

【指定引取所】

「延岡ダイキュー運輸(株)」 延岡市土々呂町6-2923 , 久留米運送(株) 内
☎0982-37-6431 , ファックス0982-37-6432

*家電リサイクル券の問い合わせ

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

☎0120-319640

受付 午前9:00~午後6:00 (日・祝日休み)

*無料回収業者に注意!

無認可の廃棄物処理業者(無料の不用品回収業者等)に処分を依頼すると、処理代として高額な処理料を請求されることがあります。また、不適正な処理や不正に海外に輸出されるなど社会的な問題が発生しています。

【お問合せ】

西臼杵広域行政事務組合 ☎ 82-2903 日之影町役場 町民課 ☎ 87-3902

西臼杵衛生センター ☎ 72-2791